

農水省跡地利用施設建設基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 農林水産省食糧倉庫跡地に建設する公共施設についての建設基本計画案を作成するため、農水省跡地利用施設建設基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、前条に規定する目的を達成するために必要な事項について調査及び検討を行い、建設基本計画案を作成し、市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から市長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成17年3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(幹事会)

第7条 市長は、建設基本計画案の策定を補佐するため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、企画政策室企画調整課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年5月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年11月9日から施行する。

別表（第3条関係）

職 名	氏 名	備 考
慶応義塾大学文学部教授	細野 公男	図書館系有識者
千葉大学工学部教授	清水 忠男	環境デザイン系有識者
東日本電信電話株式会社ネットワーク事業推進本部研究開発センタ サイバーシステム開発担当	鈴木 英夫	情報系有識者
Kw+hg アーキテクト代表	川原田 康子	設計候補者
助役	古田土 一雄	
助役	永並 譲	
教育長	山上 美弘	
企画政策室長	檜山 啓示	
財務部長	藤井 泉	
子ども家庭部長	小森 岳史	
都市整備部長	塩沢 忠彦	
教育部長	南條 和行	